

令和7年度

第3回

岸和田市開発審査会会議議事録

令和8年2月25日

岸和田市開発審査

■開 会

・定足数の確認

事務局より、出欠状況を確認し委員 7 名のうち出席者 5 名であり、岸和田市開発審査会条例第 5 条第 2 項に規定する定足数（会長と 3 人以上の委員の出席）を満たしていることを報告。

・会議の公開

個人に関する情報等が含まれるため非公開

・議事録署名人指名

太田会長より、岸和田市開発審査会条例施行規則第 3 条の規定に基づき議事録に会長とともに署名する者として、塩路委員および生駒委員を指名。

■議案審議

○議案第 1 号 包近町における一戸建て専用住宅の建築許可について

《事務局より資料に基づき議案の内容について説明を行う》

会 長 説明終わりました。委員の皆様のご意見、ご質問をお伺いいたします。

委 員 現在は更地になっているということでしょうか。

事務局 現在は更地になっております。

委 員 航空写真で、昭和 45 年以前から宅地利用されていた土地であったのですが、最近まで建物が建っていて、今回新たに建てるにあたって、取り壊して更地 になっているということでしょうか。

事務局 （スクリーンの）左側は昭和 44 年当時の建物でございます。（スクリーンの右側の写真）平成 12 年までは建物が残っていますが、継続して宅地として利用されており、解体の時期は不明ですが、現在は更地になっています。

委 員 これは継続して、宅地利用されていたという認識でよろしいでしょうか。

事務局 他の用途に使用している形跡がないということで、宅地利用されていたと判断しております。

委 員 この前の建物については、建築確認や、法務局の登記簿等の公的な文書で確認されていますか。

事務局 古くから建物が建てられていたようですので当時の確認申請の概要書はありませんでした。解体につきましても現在ではリサイクル届等により確認できますが、本件については確認できていません。

委 員 閉鎖登記簿謄本とか取っておいた方が良いかもしないと思いました。

委員 宅地で使われてから農地になることはないと思いますが、課税の状況を確認しておくことも必要と思っております。

委員 道路の状況ですが、北側の方で1項1号道路に面しており、東側の方にも道があつて43条2項道路っていうことで非該当道路であつて、建築基準法道路ではないということですが、この通路のほかに接する道路がない建物があるようですが、後退までは求められないとは思いますが、どういう取り扱いをされますか。

事務局 任意後退していただいております。

委員 はい。ありがとうございます。

会長 ご議論いただきましたが承認を妨げるまでのものでないという認識でよろしいでしょうか。

委員 はい。

会長 他に意見がないようでございますので承認するということよろしいでしょうか。

委員 はい。

会長 ありがとうございます。それでは、議案第1号原案通り承認いたします。

■ 閉 会